

別 紙

答申第78号

答 申

1 審査会の結論

島根県教育委員会（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

ただし、平成19年度全国学力・学習状況調査のうち島根県立学校における学級別の調査結果（「解答状況」及び「回答状況〔児童・生徒質問紙〕」）を対象公文書に追加して、改めて決定等をすべきである。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成20年7月10日に本件異議申立人より、島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成19年度島根県学力調査（以下「県調査」という。）及び全国学力・学習状況調査（以下「全国調査」という。）のうち島根県内の学校別、学級別、市町村別の結果」である。
- (3) この請求に対して、実施機関は「県調査のうち島根県内の学校別、学級別の結果及び全国調査のうち島根県内の学級別の結果」については、公文書を管理していないという理由により、同年7月24日付けで非公開決定を行った。
- (4) この決定に対して、異議申立人は、「県調査のうち島根県内の学校別、学級別の結果及び全国調査のうち島根県内の学級別の結果」については、条例第32条、第33条及び第37条第1項に基づき、実施機関が行政資料として収集すべきものとして、本件公文書の非公開決定処分を取り消しを求め、同年8月19日に異議申立てを行った。
- (5) 実施機関は条例第20条第1項の規定に従い、同年10月8日に当審査会に諮問書を提出した。

3 異議申立人の主張

(1) 異議申立の趣旨

実施機関が行った非公開決定は取り消されるべきである。

(2) 異議申立ての理由

実施機関の非公開理由説明書に対する、異議申立人の意見書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

ア 県調査については、実施機関は事業主体として多額の税金を注ぎ込む以上、

県民に対し、結果の説明責任が求められる。また、実施機関が主体的に実施した調査であれば、実施機関は委託業者から当然にすべての情報を得るべきで、市町村と学校分をも含めて情報共有を行い、最大限の事業効果を発現させるべきである。

イ 全国調査で文部科学省が市町村立学校の学級別結果を都道府県教育委員会には提供しないとしても、実施機関には、各学校から自ら情報入手しそれらを地域住民と共有し合うことを通して協同で教育環境を向上させていく努力が求められるべきである。

4 実施機関の主張

実施機関の非公開理由説明書及び口頭による主張の要旨は、以下のとおりである。

(1) 本件調査について

ア 県調査について

県調査は、実施機関が市町村との合意のもと、平成 18 年度から実施している調査である。その目的は、島根県、市町村、学校それぞれが学習指導要領における各教科の目標や内容に照らした学習の実現状況、及び、学習や生活に関する意識や実態を客観的に把握することをとおして、島根県内の小・中学校における学習指導上の課題について改善状況を明らかにし、今後の教育施策の充実と学校における指導の一層の改善に資することとしている。

調査事項については、①教科に関する調査（小学校第 3・第 4 学年に対する国語及び算数、小学校第 5・第 6 学年に対する国語、算数、社会及び理科、中学校第 1 学年に対する国語、数学、社会及び理科並びに中学校第 2・第 3 学年に対する国語、数学、社会、理科及び英語（平成 19 年度から 21 年度においては、小学校第 6 学年の国語及び算数、中学校第 3 学年の国語及び数学は、全国学力・学習状況調査があったため、未実施。））及び②小学校第 3 学年～中学校第 3 学年に対する生活・学習意識に関する調査を実施している。

調査結果については、①実施機関は県全体及び各市町村の調査結果（生活・学習意識に関する各市町村の調査結果を除く。）を調査事業の委託事業者から取得し、②市町村教育委員会に対しては県全体、当該市町村及び設置する学校の調査結果（生活・学習意識に関する各学校の調査結果を除く。）が委託事業者から送付され、③各学校に対しては県全体、当該学校、各学級及び個人に関する調査結果が委託事業者から送付されている。

調査結果の公表については、教科に関する調査における島根県全体の平均到達度、中央値、達成率の一覧並びに各学年及び教科別の市町村別の平均到達度、中央値、達成率の一覧（町村に小学校や中学校が 1 校しかない場合、町村の該当学年の児童生徒が 8 名以下の場合、及び小学校第 6 学年の社会科と理科には、単式学級用問題と複式学級用問題があり、町村内の全ての学校

が複式学級用問題を実施した場合、または複式学級用問題を実施した学校数を除くと町村内の学校数が1校になる場合を除く。)、生活・学習意識に関する調査における各質問の選択肢に回答した児童生徒の割合(学年別)が実施機関から公表されている。

イ 全国調査について

全国調査は、文部科学省が平成19年度から実施している調査であり、平成19年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領(以下「全国調査実施要領」という。)によると、その目的は①全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、②各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることとされている。

調査事項については、①児童生徒に対する調査として、(ア)教科に関する調査(小学校第6学年に対する国語及び算数、中学校第3学年に対する国語及び数学)、及び(イ)小学校第6学年及び中学校第3学年に対する学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する質問紙調査、並びに、②学校に対する質問紙調査として、学校における指導内容、指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況及び児童生徒の体力・運動能力の全体的な状況等に関する調査が実施されている。

文部科学省から都道府県教育委員会、市町村教育委員会及び各公立学校に対して提供された調査結果は次のとおりである。

① 都道府県教育委員会

- a 文部科学省が公表する全国的な調査結果((a)国全体の状況及び国・公・私立学校別の状況、(b)都道府県ごとの公立学校全体の状況及び(c)地域の規模等に応じたまとまり(大都市(政令指定都市及び東京23区)、中核市、その他の市、町村、または、へき地)における公立学校全体の状況)
- b 当該都道府県における公立学校全体に関する調査結果
- c 設置管理する各学校に関する調査結果
- d 域内の各市町村における公立学校全体に関する調査結果
- e 域内の市町村が設置する各学校に関する調査結果

② 市町村教育委員会

- a 文部科学省が公表する全国的な調査結果
- b その位置する都道府県の全体の状況に関する調査結果
- c 当該市町村における公立学校全体に関する調査結果
- d 設置管理する各学校に関する調査結果

③ 各公立学校

- a 文部科学省が公表する全国的な調査結果
- b その位置する都道府県の全体の状況に関する調査結果
- c 当該学校全体に関する調査結果
- d 各学級に関する調査結果
- e 各児童生徒に関する調査結果

調査結果の取扱いについては、①都道府県教育委員会は、域内の市町村及び学校の状況について個々の市町村名・学校名を明らかにした公表は行わないこと、②市町村教育委員会は、域内の学校の状況について個々の学校名を明らかにした公表は行わないこととされている。

実施機関は、市町村に対して、文部科学省作成の全国調査実施要領に基づいて全国調査を行うことを伝え、調査への参加・協力を求めている。

(2) 文書の不存在について

ア 県調査について

県調査は、平成 18 年度から複数年を前提として、県、市町村、学校それぞれが「学習指導上の課題の改善状況を明らかにし、今後の教育施策の充実及び学校における指導の一層の改善に資する」ことを目的として実施したものである。県教育委員会（実施機関）としてその目的を達成するためには、県全体及び市町村別の傾向を分析することで十分可能と考え、実施機関は学校別、学級別の結果は取得していない。

一方、市町村立学校の個別の実態に応じた施策については、市町村が行うべきと考える。そのため、県調査は、県と市町村が費用も含め共同で実施主体となっている。その上で、県と市町村との間では、調査で得られたデータは当該市町村各々に送り、県が必要以上のデータは取得しないことを前提に委託契約書を作成している。県調査は実施に当たり、様々な形で市町村との意見調整を経、県は市町村別の結果は原則公開とするが、1 町村 1 校の町村や児童・生徒数が 8 名以下の町村は公開しないことと取り決めている。一方、市町村立の学校別の結果を公開するかどうかについては各市町村教育委員会が判断すべきことである。

イ 全国調査について

全国調査については、調査の実施主体である文部科学省は、全国調査実施要領において、都道府県教育委員会に対して、その設置管理する各学校に関する調査結果（当該学校全体、各学級及び各児童生徒に関するもの）を提供し、また、当該都道府県における公立学校全体、域内の市町村における公立学校全体及び各市町村が設置する各学校に関する調査結果を提供すると明記している。これに基づき、文部科学省は、市町村立学校の学級別調査結果を都道府県教育委員会に提供していない。実施機関としても、県全体の状況が

把握できれば十分と考えており、市町村立学校の学級別調査結果は必要としない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的考え方

条例の目的は、地方自治の本旨に則り、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、県調査のうち、島根県内の学校別、学級別の結果及び、全国調査のうち、島根県内の学級別の結果である。

(3) 本件調査について

ア 県調査について

県調査は、島根県、市町村、学校それぞれが学習指導要領における各教科の目標や内容に照らした学習の実現状況、及び、学習や生活に関する意識や実態を客観的に把握することをとおして、島根県内の小・中学校における学習指導上の課題について改善状況を明らかにし、今後の教育施策の充実と学校における指導の一層の改善に資することを目的として、実施機関により平成18年度から実施されている。

調査事項については、①教科に関する調査（小学校第3・第4学年に対する国語及び算数、小学校第5・第6学年に対する国語、算数、社会及び理科、中学校第1学年に対する国語、数学、社会及び理科、中学校第2・第3学年に対する国語、数学、社会、理科及び英語）及び②小学校第3学年～中学校第3学年に対する生活・学習意識に関する調査が実施されている。なお、平成19年度以降は教科に関する調査のうち、小学校第6学年の国語及び算数並びに中学校第3学年の国語及び数学の調査については、全国学力・学習状況調査で実施することとし、本調査では実施されていない。

調査結果については、実施機関は県全体及び各市町村の調査結果（生活・学習意識に関する各市町村の調査結果を除く。）は取得しているが、市町村が設置する学校、学級及び個人に関する調査結果は取得していないと主張している。

イ 全国調査について

全国調査は、①全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における児童生徒の学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ること、②各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係において自らの教育及び教育施策の成果と課題を把握し、その改善を図ることを目的として、文部科学省により平成19年度から実施されている。

調査事項については、①児童生徒に対する調査として、(ア)教科に関する調査(小学校第6学年に対する国語及び算数並びに中学校第3学年に対する国語及び数学)、及び(イ)小学校第6学年及び中学校第3学年に対する学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面に関する質問紙調査、並びに、②学校に対する質問紙調査として、学校における指導内容、指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査が実施されている。

調査結果の提供については、実施機関は文部科学省から①全国的な調査結果、②島根県における公立学校全体に関する調査結果、③島根県が設置管理する各学校に関する調査結果、④県内の各市町村における公立学校全体に関する調査結果、及び⑤県内の市町村が設置する各学校に関する調査結果が提供されているが、市町村が設置管理する各学校における各学級に関する調査結果及び各児童生徒に関する調査結果は提供されていないと主張している。

(4) 対象公文書の不存在について

ア 県調査のうち、島根県内の学校別、学級別の結果

実施機関は、県全体の結果を分析することで、県の教育施策の充実・改善を図ることはできると考え、対象公文書を取得していないと主張する。

平成19年度島根県学力調査実施要項及び平成19年度島根県学力調査実施要領、委託契約書、平成19年度島根県学力調査実施業務仕様書等を見分したところ、公文書を取得していないという実施機関の主張に特段、不合理な点は認められなく、本決定は妥当である。

イ 全国調査のうち、島根県内の市町村立学校の学級別の結果

調査の実施主体である文部科学省が定めた全国調査実施要領に基づき、各都道府県教育委員会に対して市町村が設置管理する各学校に関する調査結果は提供されてなく、必要性もないので取得していないという実施機関の主張に疑問は生じないことから、本決定は妥当である。

ウ 全国調査のうち、島根県立学校における学級別の調査結果

実施機関は、「全国調査のうち島根県内の学級別の結果」は不存在としている。しかしながら、島根県立学校も含め、各学校に対しては当該学校における各学級に関する調査結果及び各児童生徒に関する調査結果は提供されてい

ることは文部科学省の全国調査実施要領からも明らかである。

また、「全国調査のうち、島根県内の学校別、市町村別の結果」の非公開決定に対する異議申立て（諮問第 101 号）が別途行われているが、実施機関が島根県内の学校別の結果（県立学校分）の対象公文書としている「解答状況」及び「回答状況〔児童・生徒質問紙〕」については、学級別の結果が記載されている。

すなわち、回答状況については、児童生徒質問紙に対する結果として、学級別に全ての児童生徒の答案番号及び設問番号ごとに回答した選択肢の番号等が記載されている。また、解答状況については、教科に関する結果として、学級別に当該学級の児童生徒数、平均正答数、設問番号ごとの正答率及び無回答率並びに全ての児童生徒の答案番号、設問番号ごとの正誤及び解答類型等が記載されており、いずれも学級別の結果といえる。

よって、全国調査のうち、島根県立学校における学級別の調査結果は不存在とした実施機関の判断は適当ではなく、県立学校分については、改めて決定等を行うべきである。

(5) 実施機関が本件対象公文書を取得すべきであるという異議申立人の主張について

異議申立人は、県調査については、実施機関が主体的に実施した調査であり、委託業者から情報を得て、市町村と学校分をも含めて情報共有を行い、最大限の事業効果を発現させるべきであると主張する。また、全国調査については、実施機関が自ら各学校の結果を入手する必要があると主張する。

これに対して、実施機関は本事業については市町村と共同で実施しており、市町村が取得している情報の取扱いは市町村に判断を委ねており、県として情報を取得する必要は感じていないと主張している。

異議申立人が異議申立ての理由としている条例第 32 条（総合的な情報公開の推進）、第 33 条（情報提供の推進）及び第 37 条第 1 項（公文書の管理）についても、実施機関の県政に関する情報の積極的な公表・提供、県が保有する情報の提供及び行政資料の収集・管理、保有する公文書の適切な管理を定めてはいるが、本県条例に基づく情報公開制度は、実施機関が現に管理している公文書を対象とするものであって、公開請求があった場合に、これに応ずるためにその対象となる公文書を作成、又は取得する義務を、改めて実施機関に課す制度ではない。

(6) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第 102 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 20 年 10 月 8 日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 21 年 3 月 11 日	実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 21 年 4 月 15 日	異議申立人から意見書を受理
平成 21 年 4 月 23 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 21 年 5 月 14 日 (審査会第 2 回目)	実施機関から意見聴取
平成 21 年 6 月 18 日 (審査会第 3 回目)	異議申立人から意見聴取
平成 21 年 7 月 16 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 21 年 8 月 20 日 (審査会第 5 回目)	審議
平成 21 年 9 月 17 日 (審査会第 6 回目)	審議
平成 21 年 10 月 22 日 (審査会第 7 回目)	実施機関から意見聴取
平成 21 年 11 月 26 日 (審査会第 8 回目)	審議
平成 21 年 12 月 24 日 (審査会第 9 回目)	審議
平成 22 年 1 月 28 日 (審査会第 10 回目)	審議
平成 22 年 2 月 18 日 (審査会第 11 回目)	審議
平成 22 年 3 月 11 日 (審査会第 12 回目)	審議
平成 22 年 4 月 15 日 (審査会第 13 回目)	審議
平成 22 年 5 月 12 日	島根県情報公開審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
笠井 耕助	元(株)山陰中央新報社論説委員	会長代理
片岡 佳美	島根大学法文学部准教授	
藤田 達朗	島根大学大学院法務研究科教授	会長
古津 弘也	弁護士	
本藤三世子	(財)しまね女性センター経営委員	